

## ～保育所の入所申込みについて～

### 【入所申込みに必要な書類】

- ① 支給認定申請書・保育所入所申込書  
※入所を希望する児童は児童1人につき1枚必要です。
- ② 健康診断書（継続の場合は省略できます）
- ③ 保護者の就労状態等を証明する書類（下の③の表をご覧ください）
- ④ 平成28年度市町村民税課税証明書（平成28年1月2日以降に転入の方のみ）



※必要書類は全て揃えてから提出して下さい。**書類不備の場合は受け付けできません。**

※同時に2人以上の児童の申込みをする場合には、③④の書類は**世帯1部で構いません。**

※状況に応じて、その他の必要書類を提出していただくことがあります。

### ③ 保護者（父母及び同居の祖父母）の就労状態を証明する書類（下記のいずれか）

「保育ができない証明」の提出がない時は、優先度が調整されることがありますので、あらかじめご了承ください。

※ 役場指定の様式は、伊江村のホームページから印刷可能です。不足・紛失・破損等により様式が必要な方は、ホームページもぜひご活用ください。（福祉課でも配布しています）

※ 年度途中において、現況確認のため、勤務証明書等「保育ができない証明」の再提出があります。

保護者等の状況	必要な提出書類
勤務・採用予定 (1日4時間以上勤務)	勤務証明書（雇用主の証明です。）
自営業・農業・漁業 内職等 (1日4時間以上勤務)	自営業・農業・漁業・内職申立書（区長又は民生委員の証明必要）
妊娠・出産の方	親子(母子)手帳の写し(分娩予定日が記載されたページ)
保護者自身が病気の方	診断書 * 指定様式
親族の介護・看護の方	介護・看護事実の証明書、身体障害者・療育手帳等の写し
災害復旧等	罹災証明書
求職活動中の方	求職活動状況申立書
育児休業取得の方 *在園児で継続して保育 が必要な場合	勤務証明書 * 指定様式

### 〔☆妊娠・出産について〕

1. 利用期間は、新制度により出産予定の**おおよそ8週間前から出産後8週以内**となります。

### 〔☆求職について〕

1. 利用できる期間は入所が決定した日から90日以内です。

2. 保育実施終了月の15日までに「勤務証明書」又は「家庭で保育できないことを証明する書類」の提出がない場合は翌月から退所となります。

3. 同一年度で、求職を理由とする再利用及び継続はできません。

